



宮 崎 県 公 報

平成19年2月1日(木曜日) 第 1850 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

- 生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (国保・援護課) 1
- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止…………… (“) 1
- 生活保護法に基づく介護機関 (居宅介護事業所) の指定…………… (“) 1
- 生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護事業所) の所在地の変更…………… (“) 1
- 生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護事業所) の廃止…………… (“) 2

頁

- 民有林の保安林の指定予定 (4 件) …………… (自然環境課) 2
- 道路の区域の変更 (2 件) …………… (道路保全課) 3
- 道路の供用の開始 (2 件) …………… (“) 3

公 告

- 特定非営利活動法人の定款の変更認証の申請… (生活・文化課) 4
- 保安林の皆伐面積の限度…………… (自然環境課) 4
- 県営土地改良事業計画の変更…………… (農村整備課) 4
- 開発行為に関する工事の完了…………… (建築住宅課) 4

人事委員会告示

- 労働基準法別表第一による県の各事務 (業) 所の区分の一部改正…………… 5

告 示

宮崎県告示第72号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成19年2月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
岩下耳鼻咽喉科	北諸県郡三股町大字榊山字中原5036番地89	平成19年1月1日
さくら歯科・小児歯科	都城市都原町7318-5	平成18年11月1日
南薬局	東臼杵郡門川町本町2丁目63番地	平成19年1月1日

宮崎県告示第73号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成19年2月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
大口川診療所	西都市大字右松字原無田3292-65	平成17年12月20日
岩下耳鼻咽喉科	北諸県郡三股町大字榊山字中原5036番地89	平成18年12月31日
マーガレット薬局	都城市大王町30街区11号	平成18年12月31日
南薬局	東臼杵郡門川町本町2丁目	平成18年12月31日

63番地

宮崎県告示第74号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成19年2月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
社会福祉法人国富町社会福祉協議会	東諸県郡国富町大字本庄6889番地2	国富町地域包括支援センター	東諸県郡国富町大字本庄6889番地2	平成18年4月1日
医療法人久康会	延岡市土々呂町4丁目4390番地16	医療法人久康会訪問介護おおぞら	延岡市鯛名町422番地9	平成18年12月1日

宮崎県告示第75号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関 (居宅介護事業所) から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成19年2月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 届出をした市営介護機関 (居宅介護事業所)

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地
社団法人 宮崎県看護協会	宮崎市学園木花台 西 2 丁目 4 番 6 号	宮崎県看護協会訪問看護ステーションなでしこ 3 号館	宮崎郡清武町大字 木原3224-19

2 届出事項

居宅介護事業所の所在地		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
宮崎郡清武町大字木原32 24-19	宮崎郡清武町大字木原52 69-6	平成18年 10月17日

宮崎県告示第76号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成19年2月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
有限会社ラ イフラボ生 援隊	延岡市鯛名 町 422番地 9	有限会社ラ イフラボ生 援隊訪問介 護あおぞら	延岡市鯛名 町 422番地 9	平成18年 11月30日

宮崎県告示第77号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成19年2月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡美郷町西郷区山三ヶ字岩屋谷4269、4270、4271-1、4273、4274、4275-3、4276、4279-1、4279-3、椎葉村大字下福良字夜狩内 403-35（次の図に示す部分に限る。）、476-14
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字岩屋谷4271-1・4275-3・字夜狩内 403-35・476-14（以上4筆について、次の図に示す部分に限る。）、字岩屋谷4269、4274
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所

在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第78号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成19年2月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字後戸ノ内3397-1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字後戸ノ内3397-1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第79号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成19年2月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字受ノ谷8760-1、字戸屋ノ尾8792
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字受ノ谷8760-1・字戸屋ノ尾8792（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並び

に諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第80号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成19年2月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字七折字舟ノ尾2257-2
- 2 指定の目的 干害の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第81号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年2月1日から平成19年2月15日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年2月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	国道	国道 4 48号	串間市大字市木字吹切78番22地先から同市同大字同字78番20地先まで	旧	7.9 ~ 30.8	126.5
				新	11.0 ~ 42.6	

宮崎県告示第82号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年2月1日から平成19年2月15日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年2月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
44	県道	宮崎高鍋線	宮崎市大字広原字小迫4950番1地先から同市同大字同字4787番6地先まで	旧	19.0 ~ 49.5	185.0
				新	18.0 ~ 38.0	

宮崎県告示第83号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年2月1日から平成19年2月15日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年2月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 4 48号	串間市大字市木字吹切78番22地先から同市同大字同字78番20地先まで	平成19年2月1日

宮崎県告示第84号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年2月1日から平成19年2月15日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年2月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
334	県道	生目浮田線	宮崎市大字生目字亀井山 317番1地先から同市同大字字天下田 242番1地先まで	平成19年2月1日

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった。

平成19年2月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

申請年月日	名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成19年1月17日	特定非営利活動法人宮崎県防犯設備士協会	福田 保	宮崎県宮崎市大塚町流合51番地5	この法人は、地域安全活動のため、防犯機器に関する研究、開発と良質な防犯機器の普及活動や、それに附帯する無料防犯相談、防犯診断、防犯説明会開催、防犯器具の展示説明及び地域防犯活動に関する事業を行ない、地域社会の安全安心に寄与することを目的とする。

保安林の平成19年度における皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のように定める。

平成19年2月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

同一の単位とされる保安林等		皆伐面積の許容限度 (単位：ヘクタール)
単位区域名	保安林の種類	
北川水かん	水源かん養保安林	447.31
北川土流	土砂流出防備保安林	78.82
北川干害	干害防備保安林	1.46
五ヶ瀬川水かん	水源かん養保安林	2,048.58
五ヶ瀬川土流	土砂流出防備保安林	103.44
五ヶ瀬川干害	干害防備保安林	6.84
五ヶ瀬川保健	保健保安林	5.44
五十鈴川水かん	水源かん養保安林	1,071.18
五十鈴川土流	土砂流出防備保安林	25.36
五十鈴川干害	干害防備保安林	22.94
五十鈴川保健	保健保安林	0.22
耳川水かん	水源かん養保安林	1,962.35
耳川土流	土砂流出防備保安林	82.26

小丸川上流水かん	水源かん養保安林	247.56
小丸川上流土流	土砂流出防備保安林	42.44
一ツ瀬川水かん	水源かん養保安林	2,481.00
一ツ瀬川土流	土砂流出防備保安林	95.51
一ツ瀬川干害	干害防備保安林	3.98
一ツ瀬川保健	保健保安林	0.38
小丸川下流水かん	水源かん養保安林	911.88
小丸川下流土流	土砂流出防備保安林	25.90
小丸川下流干害	干害防備保安林	0.29
小丸川下流保健	保健保安林	0.22
川内川上流水かん	水源かん養保安林	397.09
川内川上流土流	土砂流出防備保安林	60.84
川内川上流防風	防風保安林	0.40
川内川上流干害	干害防備保安林	6.52
大淀川本流水かん	水源かん養保安林	962.17
大淀川本流土流	土砂流出防備保安林	145.19
大淀川本流防風	防風保安林	0.64
大淀川本流干害	干害防備保安林	8.09
大淀川本流保健	保健保安林	5.26
本庄川水かん	水源かん養保安林	1,488.40
本庄川土流	土砂流出防備保安林	6.83
本庄川防風	防風保安林	0.10
本庄川干害	干害防備保安林	2.70
本庄川保健	保健保安林	7.34
大淀川中流水かん	水源かん養保安林	1,192.10
大淀川中流土流	土砂流出防備保安林	59.90
広渡川水かん	水源かん養保安林	544.98
広渡川土流	土砂流出防備保安林	157.96
広渡川干害	干害防備保安林	1.20
広渡川保健	保健保安林	0.18
福島川水かん	水源かん養保安林	366.60
福島川土流	土砂流出防備保安林	9.38
福島川干害	干害防備保安林	2.79

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、大平地区県営土地改良事業（串間市、農地保全整備事業）に係る土地改良事業計画を変更する。

なお、関係書類を次のとおり縦覧する。

平成19年2月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 縦覧に供する書類
変更に係る土地改良事業計画書写し
- 縦覧期間
平成19年2月1日から平成19年3月2日まで
- 縦覧場所
串間市役所

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29号第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

平成19年2月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
東諸県郡国富町大字本庄字大王6367番1	東諸県郡国富町大字本庄5002番地 宮川光儀

人事委員会告示

宮崎県人事委員会告示第一号

労働基準法別表第一による県の各事務(業)所の区分(平成十一年宮崎県人事委員会告示第二号)の一部を次のように改正し、平成十九年二月一日から適用する。

平成十九年二月一日

宮崎県人事委員会委員長 黒木 奉武

表12の項中「埋蔵文化財センター
高等学校」を

「埋蔵文化財センター
中学校
高等学校」
に改める。